

リスクの高い金融取引に関するヒアリングを実施



消費者委員会委員
高橋 伸子 (たかはし・のぶこ)

意見」(先月号に石戸谷豊委員長代理の記事があります)を踏まえ、検討状況についても説明を求めました。

金融庁からは、投資家保護を十分に図っていくことに異論はないとした上で、法令のみならず自主規制も含めた規制全体の枠組みの中で検討を進めていきたい旨の説明がありました。

これに対し当委員会からは、検討に当たってはこれまでの被害実態、司法の判断、国会の議論の経緯や全国から寄せられ

る意見」(先月号に石戸谷豊委員長代理の記事があります)を踏まえ、モニタリングの強化、情報分析力のさらなる向上、監督体制の整備を図ることとした旨の説明がありました。これに対しては、そもそも人員不足など第二種業者に対する検査体制が脆弱で、トラブル防止効果が期待しづらいとの指摘を行いました。

3点目の適合性原則については、監督指針の改正や新たな自主規制の導入により、取り組みを強化した旨の説明がなされました。これに対しては、当委員会から、これまで行政処分例は1件であることを指摘し、実効性は確保されておらず、高齢者の特性を考えた、実態に即した監督が必要との意見を述べました。

4点目の新たな資金調達の制度としての検討が行われているクラウドファンディングについては、ファンド型は第二種業者の登録が必要であり、自主規制機関による適切な自主規制が重要との説明がありました。これに対しては、第二種業者は協会への加盟率がきわめて低いこともあり、自主規制が働かないのではないかと指摘を行いました。

消費者委員会としては、金融取引分野については、今後とも注視し、調査審議をしていきたいと考えています。会議資料や議事録については、当委員会ホームページをご覧ください。

消費者委員会ホームページ

<http://www.cao.go.jp/consumer/>



消費者委員会は、11月26日に「消費者基本計画」の検証・評価・監視の一環として、金融取引分野、具体的には①商品先物取引における不招請勧誘禁止規制 ②第二種金融商品取引業と適格機関投資家等特例業務 ③金融商品における適合性原則 ④クラウドファンディングの4点について、金融庁、警察庁、農林水産省、経済産業省から公開ヒアリングを実施しました。

まず、1点目の商品先物取引における不招請勧誘禁止規制についてですが、これに関しては、当委員会が11月12日に取りまとめた「商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する

意見書等を重く受け止めるべきとの意見を述べました。また、そもそも必要な心構えや知識・経験が備わっていない人が、不意打ち的に勧誘され、不測の損失が生じる可能性があるものに対して、不招請勧誘禁止規制が検討されてきた経緯があるのに、国民の金融リテラシーのレベルがまだまだ高いとはいえない現状において、なぜ緩和するのかといった指摘を行いました。

2点目の第二種金融商品取引業等における消費者トラブルについては、金融庁は、ファンドについては、悪質な業者の特例業務の届出を排除すべく内閣府令と監督指針を改正したと